

記載要領

インターネット事前教示照会の記載要領

1. 平成 年 月 日には照会書を送信した日付を記入してください。
2. 照会者の氏名欄には照会者の氏名、住所欄には照会者の住所、TEL欄には電話番号・FAX番号、メールアドレス欄にはメールアドレスを記入してください。
3. 輸入者符号欄に関しては日本輸出入者標準コード表のコードを記入してください。コードを所有してなければ99999と記入してください。
4. 関税率表上の適用区分、関税率、統計品目番号、内国消費税の適用区分及び税率、他法令について照会します。
5. 商品名、銘柄欄には当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び銘柄又は型式、名称若しくは符号を記入してください。
6. 単価欄には当該照会の貨物の価格条件に応じた単価を記入してください。
7. 製造者、原産地欄には当該照会に係る貨物の原産地、製造者を記入してください。
8. 輸入予定官署欄には当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている、税関官署名。(2以上あるときはそれぞれの官署名を記入してください。)
9. 照会貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等及び関税率表適用上の所属区分等に関する意見欄には当該照会に係る貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等で照会事項である当該貨物の関税率適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記入し、また照会者が当該貨物の関税率適用上の所属区分等について意見を有する場合は当該意見の内容(根拠を含む)を記入してください。

(例) 本品は、白色顔料(30%)、バインダー(10%)及び溶剤(60%)から成る白色粘稠な液体であって、容量30mlの小ビンのキャップに小型の筆が取り付けられている。本品はタイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書き等を行うことができる。

その他、記入方法で不明な点があれば、照会をかける税関に問合させて下さい。

注意事項

原則として当該主要輸入予定地を管轄している税関に対して行い、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄している税関に対して照会を行ってください。

下線の引いてある幅に収まるように記入してください

照会はこの照会フォームを使用して一品目につき一照会としてください。

メールの送付先は事前教示照会用のアドレス

osaka-bunrui@customs.go.jpにお願いします。